

平成26年度より優先評価化学物質としての届出が必要となる対象物質一覧(※精査中)

別紙1

CAS番号	旧 二監 No.	旧 三監 No.	官報公示 整理番号	名称
	423	45		N-メチルカルバミン酸2-sec-ブチルフェニル(別名フェノブカルブ又はBPMC)
	801	35		p-トルイジン
	994	14		4-(1, 1, 3, 3-テトラメチルブチル)フェノール
	1010			二塩化酸化ジルコニウム
	1014			3-クロロプロペン(別名塩化アリル)
		21		クロロベンゼン
112-02-7				ヘキサデカン-1-イル(トリメチル)アンモニウム=クロリド
112-18-5				N, N-ジメチルドデカン-1-イルアミン
112-30-1				デカン-1-オール
112-72-1				テトラデカン-1-オール
124-30-1				オクタデシルアミン
142-19-8				ヘプタン酸アリル
409-21-2				炭化ケイ素
1111-67-7				チオシアン酸銅(I)
1319-77-3				クレゾール

CAS番号	旧 二監 No.	旧 三監 No.	官報公示 整理番号	名称
1333-82-0				三酸化クロム
2893-78-9				1, 3-ジクロロ-1, 3, 5-トリアジナン-2, 4, 6-トリオンのナトリウム塩
3332-27-2				テトラデシルジメチルアミノオキシド
4439-24-1				2-イソブトキシエタノール
7173-51-5				ジデシルジメチルアンモニウムクロリド
7651-02-7				N-[3-(N, N-ジメチルアミノ)プロパン-1-イル]ステアルアミド
7718-54-9				塩化ニッケル(II)
7786-81-4				硫酸ニッケル(II)
8007-45-2				コールタール
9003-04-7				2-プロペン酸ホモポリマーナトリウム塩
10042-84-9				Glycine, N,N-bis(carboxymethyl)-, sodium salt (1:?)
10101-97-0				硫酸ニッケル(II)六水和物
13770-89-3				スルファミン酸ニッケル(II)
28159-98-0				2-tert-ブチルアミノ-4-シクロプロピルアミノ-6-メチルチオ-1, 3, 5-トリアジン
61788-46-3				ココアルキルアミン
61788-90-7				ヤシアルキルジメチルアミノオキシド
61789-40-0				(3-アミノプロパン-1-イル)(カルボキシメチル)ジメチルアンモニウムのN-ヤシアシル誘導体内部塩
61789-80-8				ビス(水素化牛脂)ジメチルアンモニウム=クロリド

CAS番号	旧 二監 No.	旧 三監 No.	官報公示 整理番号	名称
65996-93-2				高温コールタールピッチ
67762-41-8				アルコール(C=10~16)
68439-57-6				ヒドロキシアルカン(C=14~16)スルホン酸及びアルケン(C=14~16)スルホン酸のナトリウム塩
68603-42-9				Amides, coco, N,N-bis(hydroxyethyl)
85408-69-1				飽和脂肪酸(C=8~18)及び不飽和脂肪酸(C=16~18)のナトリウム塩
740817-83-8				アルコール(C=12~13の分岐型及び直鎖型混合物)
				※非公開(公示前の判定済み新規化学物質)

※平成25年7月19日に優先評価化学物質相当と判定された物質のうち、「 α -アルキル(C12~16)- ω -ヒドロキシポリ(オキシエチレン)」については、選定の根拠に疑義が見つかったことから再評価を行った結果、優先評価化学物質相当ではないと再評価されたため、本年度の優先評価化学物質指定の対象としない。

(平成25年10月8日現在)

(経済産業省製造産業局化学物質管理課化学物質安全室)